

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、下記のとおり、毎年4月1日付けの等級等ごとの職員数を公表します。

※参考 地方公務員法抜粋
 (等級等ごとの職員数の公表)
 第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。
 2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

行政職給料表（一）

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事の職務	65人	15.7%	主事補 主事 保健師 栄養士 教諭	23人 39人 3人	207人	50.0%	係員級	
2級	主任の職務	91人	22.0%	主任 保健師 教諭	78人 13人				
3級	主査の職務	51人	12.3%	主査 主任保健師 主任教諭 主任臨床心理士	43人 8人				
4級	副主幹の職務	93人	22.5%	副主幹 行政専門員 消防専門員	79人 14人	93人	22.5%	係長級	
5級	課長補佐、主幹の職務	52人	12.5%	主幹 課長補佐 局長補佐 所長補佐	33人 19人	65人	15.7%	課長補佐級	
6級	参事、総括課長補佐の職務	24人	5.8%	参事 総括課長補佐 次長	11人 13人				
7級	課長の職務	38人	9.2%	課長 局長兼課長 福祉事務所長兼課長 教育次長兼課長 消防長 消防次長兼課長 署長兼庄内出張所長 湯布院出張所長 事務局長 会計管理者 課参事	24人 3人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 3人 1人 1人	49人	11.8%	課長級	
		414人	100.0%			414人	414人	100.0%	

※教育指導主事、再任用（14名）を含む